

日程第 1	一 般 質 問	平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）	3
日程第 2	第52号議案	平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）	2 0
日程第 3	第53号議案	平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	2 5
日程第 4	第54号議案	平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）	2 7
日程第 5	発議第13号	役場庁舎移転・建設地に関する決議（案）について	2 9
日程第 6	発議第14号	細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書（案）について	3 9
日程第 7	発議第15号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）について	4 0
	(閉 会)		4 0

平成21年第11回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成21年12月9日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月9日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	木 原 晴 彦
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		青 木 基 秀
参 事		新 浜 憲 治
水 道 課	長	市 川 英 士
収 税 対 策 室	長	宍 戸 篤
町 民 サ ー ビ ス 室	長	奥 谷 正 則
環 境 セ ン タ ー 所 長		百 本 哲 郎

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任 主 事	中 村 修 介

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第52号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）

日程第3 第53号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第4 第54号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第5 発議第13号 役場庁舎移転・建設地に関する決議（案）について

日程第6 発議第14号 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書(案)  
について

日程第7 発議第15号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）について

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。昨日に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は、報道のためテレビカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第7に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。13番、原田議員。

○13番（原田）13番、原田でございます。3点について質問いたします。

まず1点目ですけれども、公用車へのETCの搭載について伺います。ETCは休日特別割引等により普及率が急激に上昇しておりますけれども、公用車についてはこの休日特別割引はほとんど使うことはないと思いますが、ETCの効果として、

料金所での渋滞要因を取り除く、それから騒音や排気ガスの軽減、については最終的には地球温暖化の抑止にもつながる効果があるとも考えます。クレジットカードによる後払いという面がありますけれども、公用車へE T C登載の検討をしてはどうか、お尋ねいたします。

2点目、特別旅費についてでございます。特別旅費の計算に当たっては、基本的にはJ R利用を主としているようではございますけれども、例えば飛行機等を利用する、いわゆるパック料金の方が実に安いというような結果もあります。また、新幹線の利用についても、パソコンや携帯電話等で事前に予約するエクスプレス予約等、クレジットカード利用ではありますけれども、通常で切符を購入するよりも安価であるということもあります。財政状況も厳しいということではございますが、小さなことからこつこつということで提案させていただきますが、このようなお考えはどうでしょうか、お尋ねいたします。

3番目、入札についてでございます。現在、建設工事等におきましては最低落札制限価格を設けてあるということですが、踏み込んで物品購入、それから業務委託等に関して設定がされていません。デフレスパイラルを少しでも解消する一助になればと思いますけれども、物品購入や業務委託等に関しても最低落札制限価格を設定するべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）おはようございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、原田議員の質問に答弁をいたします。

まず、公用車へのE T Cの搭載についての質問でございますが、高速道路の使用回数がほとんどないため、現在高速道路の無料化の議論も出ていますので、今後の情勢等を見守っていきたいと考えております。

続きまして、特別旅費についての質問でございますが、特別旅費の計算に当たってはJ Rの利用を基本としておりますが、飛行機のパック料金も利用できるようになっております。なお、パック料金を利用する場合は事前に旅費の減額等の調整を行っております。また、エクスプレス予約につきましては、クレジットカードを使用するため、使用する人数等に制約がありますので、当面は導入を考えておりません。

続きまして、入札についての質問でございますが、測量・建設コンサルタント等の業務委託につきましては近年、発注件数の減少に伴い、競争が激化し、著しい低価格による落札件数が増加の傾向にあることから、成果品の品質低下が懸念されております。こ

のような状況から、本町においても最低制限価格制度の導入に向けて現在検討しているところございます。また、役務の提供等の業務委託につきましては、著しく低い金額で落札した案件はありませんので、現在のところ、最低制限価格を導入する考えはありません。なお、物品購入につきましては、地方自治法施行令の規定により、最低制限価格を設けることができる契約の対象外となっております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）まず、ETCの問題ですけれども、いろいろと高速道路の無料化であるとかいうこともありますけれども、はっきりした段階でないと答弁がいただけないという状況もよく存じておりますが、1つ、いわゆる業務用のバスであるとかトラック、営業用については無料化にはならない方向だろうと私は判断しているんですが、これは研究を続けていただきたいというふうに思います。

それから、特別旅費のエキスプレスのことについてですけれども、人数制限も確かにカードで何名までとかいうふうにありますけれども、少しでも安価な方法を考えてすれば、検討の余地に値するだろうと私は思いますので、これも研究していただけるかどうかについてお尋ねしておきます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに航空パックとか鉄道料金の割安とかは非常に今話題となっておりますし、また活用もさせていただいております。その中で東京へ陳情なんかに行かせていただきましたら、例えば陳情先によったら時間が思わぬ超過をして、いつ帰れるかわからんようなときもあったり、そういう場合は一緒に行った皆さんに、私は飛行機の時間が迫っておるから失礼するという事態が起きたこともございます。そういうことを含めたら、現在、新幹線でしたらすぐ乗れると。何時の時間に乗るということで、現在、私としたら特別旅費はほとんど新幹線を活用させていただくということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）いわゆる携帯電話等で、自分が乗るまでの時間に変更がきけばずっと変更がきいていくという特典もありますからね。例えば今のように、ほかの方がいらっしゃるのに私1人が帰らにやいかんというような事情が発生すると、一緒に行かれた方から、皆さんと一緒に帰れたら一番いいでしょうけれども、そういうこともありますので、これは研究を要望しておきます。

入札についてのことですけれども、建設工事についてお伺いしますけれども、例えば協力会社等へいわゆる、言葉があまり好きじゃないですが、下請をしていただくといったときに、この部分についてどういう業者、例えば資格者が何名いるとかいうようなところへ発注しますよというような報告といいますか、海田町へ向けてこの工事のこの部分についてはどういう業者に幾らでお出ししますよというような書類の提出は求めているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）そういった場合には下請通知を発注者に出していただくことになっております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）その場合に、例えば適正な価格で発注されているかどうかというのは確認がとれているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）下請契約等の契約金額、契約書の写しを私どもに提出いただきますので、そちらで判断させていただいております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）それでは、業務委託についてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）委託については出させていただいております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）町長からの第1答弁でもありましたように、業務委託はかなり低入札、予算をかなり割り込んだところで落札されているところもあるんですけれども、最近では山口県で、ある市の入札だったんですけれども、下水道だったかな、業務委託で予算額の27%、北九州市では22%というような、競争が激化しているので、ただ、そうすると品質の、いわゆる成果品に対する信頼度の問題もあるんですけれども、一番の問題は、さらにそれから下請さんへ幾らか業務を発注されることがあるんです。そうすると、例えば100の予算に対して27とか22とかいう数字になってくると、下請さんはさらにもっと安い金額ということが想定されますね。それで品質が管理できるんだろうかということと、いわゆる底辺の底上げをしていただくという意味があって、例えば極端な話が、今の100に対する22の落札で仕事をされるとなると、下請さんはさらにその半値ぐらいの実

績というふうに聞いているんです。そうすると、消費がどんどん落ちる一方で、全体の景気浮揚にはならないというのがあるので、だから、業務委託の最低落札制限価格、広島県はもう70%というふうに決められて県議会も通されましたけれども、その辺もあわせて、景気の底上げというか、消費を少し増やしていくというところも考えると、底辺で働く方々が、毎朝みそ汁をいただくんですけれども、みそ汁の中の具がだんだん減ってくると。豆腐があったのがなくなる、ワカメがなくなる、ネギがなくなる、最後にはみそがなくなるんじゃないかというみそ汁も飲まにやいかんというような状況まで考えると、少しこの辺はご配慮いただけないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）測量・建設コンサルタントの業務委託につきましては、当初の答弁で町長から答弁しましたとおり、導入する方向で検討してまいります。

○議長（久留島）1番、大江議員。

○1番（大江）1番、大江康子です。大きく4点について質問いたします。

まず1点、国信地区の生活道路について。9月定例会で町長より、国信地区の道路整備において、地元から路線整備の要望も少なく、一部地権者の協力も得られないことなどから、国信地区の道路整備につきましては長期総合計画の中で検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でしたが、国信地区の現状をご存じだと思いますが、同じ国信地区なのに、国道に一度出ないといけない状態です。生活道路がありません。第3次計画道路を見ても国信地区の整備はなく、海田町の中で唯一取り残されていると言っても過言ではないと思います。済みません。第4次を第3次に変更してください。お考えをお聞かせください。

2点目は、海田町福祉センタープール管理室のベルの設置について。海田町福祉センターのプールでは、非常の場合、まず事務室に連絡が入るということですが、プールの中の管理室にはありません。室内からはプールは見通せるようになっていますが、壁による死角もあります。そこで、目だけでは見過ごすこともあるかと思います。万が一に備え、管理室にも事務室と同時の非常ベルが必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、保育所の定員数について。幼児組の空き定員を乳児に振り分けるお考えはありませんかと9月の定例会で質問し、答弁として、特定の年齢において非常に極端な減少があるということであれば、部屋を入れかえるなど工夫をしながら保育の対応をして

いくと言われましたが、その後の経過をお尋ねいたします。

4 点目、医療機器 A E D について。先日のテレビ、新聞で、A E D の作動が不良のため 80 代の女性が死亡したとのこと。人の命を助けるものが役目を果たさないことは大変なことです。A E D の機種番号 9100・9200・1200 シリーズは医療機関や学校で使用されていると聞きましたが、当町内の施設、学校の A E D の状況をお尋ねします。

以上 4 点です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大江議員の質問に答弁をいたします。

まず、国信地区の生活道路についての質問でございますが、9 月定例会でご答弁いたしましたとおり、町道整備計画での位置づけや、一部地権者の協力が得られない状況から、長期的な視点で整備することとしております。ご指摘のとおり、国信地区の道路整備が十分な状況でないため、今後策定する第 4 次総合計画の中に国信地区の道路整備を新たに位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

海田町福祉センタープール管理室のベルの設置についての質問でございますが、福祉センターのプールでは監視員がプールサイドで常時監視しており、事故を見過ごすことはないと考えております。また、緊急時には管理室内の館内放送により応援体制がとれることや、シャワー室にも事務室直結の非常ベルがありますので、さらに管理室内に非常ベルを設置することは今のところ考えておりません。

続きまして、保育所の定員数についての質問でございますが、保育所の定員に対する入所状況に変動がありませんので、部屋の入れかえなどの検討はしておりません。

続きまして、医療機器 A E D についての質問でございますが、海田町の公共施設に設置されている 13 台の A E D のうち、福祉センター設置のもの 1 台を除き、12 台が今回ふぐあいを生じた日本光電工業株式会社製の製品で、12 台すべてが改修対象製品となっております。製造元に問い合わせたところ、今月から電子部品の故障をチェックする用具と点検マニュアルをすべての A E D 設置者に順次配布し、設置者により電子部品の故障があるかないかのセルフテストを月 1 回程度行うように求めています。故障がある A E D に対しては代替器に交換し、セルフテストにより故障が認められない A E D については来年の 5 月より順次セルフテスト機能を改善したソフトウェアへの変更作業を行うとでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）国信地区でも一丁目から二丁目の距離は約1.5キロあります。一丁目まではふれあいバスもあり、住んでいる住民はあまり不便さを感じていません。ですが、二丁目となると、ふれあいバスもなく、生活道路にしても2号線に一たん出なければならず、右回りのときはわざわざ中野のマルシェの中に入り、Uターンして自宅へ帰っている現状です。一番おそれているのは防災の面で、この地区の避難場所は海田東公民館、小学校、町民センターにしても約2キロ余り距離があります。もし2号線が通れなくなった場合を想定した場合、車の移動は不可能となります。年をとられた方が2キロという距離を非常時の場合に歩くのには無理があります。そこで、曾田から二丁目までの生活道路が絶対必要となります。今、町長からの答弁に、第4次計画の中に長期的にと、9月の町長の答弁と同じ答弁でしたが、長期的とはどのくらいの期間でしょうか。第3次計画では2006年から2010年と、5年計画となっていますが、お考えをお聞かせください。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今答弁いたしましたように、この国信地区の一丁目、二丁目の道というのは昔から、私も議員にならせてもらったときから懸案の土地なんでございます。そして、ご承知のように、大江議員ご指摘のように、一丁目、二丁目を出て通るのに必ず2号線に出ないといけんということで、そういう指摘もしたことがあります。また、東広島バイパスができたときに、何であそこへ側道をつけておいていただかなかったかということも我々も指摘した経過がございます。そういう面で、実際に現場も何回か行って見えますが、何軒か無理をしていろいろ相談をさせていただければその道は開けるんじゃないかという考えを持っていますので、できるだけ早く、来年度でもその話し合いの場を持っていただくように、地元の皆さんとの話し合いの場を持つようにしてみたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）以前、10年か15年前、その道路の件について話があったと聞いております。そのときは地権者の方が反対され、その後、私もこの2カ月ほど前、その地権者の方と少しお話ししましたが、土地はただでとられ、税金は上がるというふうに、たまらんよと言われました。それで、もしこの計画でまちがそこに生活道路をつくる場合、地権者から土地を買い取りすることもあり得ますでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今のご質問ですが、まずルートをどこにするかというのが最初にご

ざいます。今までうちが考えておりますルートであれば、全く現状に道路がないところでございますので、そちらについては用地買収を検討してみたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）道州制や地方分権が叫ばれている中、長期になるとますます難しくなる可能性があります。海田町の住民が住みやすい、住んでよかったまちにするためにも、まちの中心だけのインフラ整備だけでなく、端っここの住民のためにもインフラ整備に目を向ける必要があるのではないかと思います。地元の方が多い地域だけに、地域に合った生活道路の計画案を計画・実行してください。

2点目の管理室の非常ベルの設定の件なんですけど、私の聞き違いかもしれませんが、まず事務室に緊急が入り、事務室からどのような準備物が要るかを管理室の電話で聞き、その準備物を持って上がると聞いています。今の答弁ですと2人体制ですが、話に聞きましたら、まずプールの状況を見て飛び込むということを聞いております。そうする場合に、その前に非常ベルというのがやはり必要ではないかと思いますが、管理室の中に入っただけでしたら、壁によって死角が随分あります。確かに2人体制で回っていますが、例えば管理室の中に用事で入った、そのときに事故があったときには、1人がプールに飛び込んでいるという場合に、見過ごすということもあり得ると思うのです。プール側のベルというのがシャワー室の方の引っ張るベルなんです。ですから、プールからは確かに管理をされている方がいますから、飛び込めば助かるかもわかりませんが、そのときの状況というのがどういうことがあるかわからない。それを考えると、やはり目だけでなく視覚の面で訴えることも必要ではないかと思いますが、もう一度お考え直しはできませんでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、福祉センターのプールの監視体制でございますが、議員がおっしゃいましたように、2人体制でございます。1名はプールの中央に監視しております。もう1名の方は管理室内におられるというわけではなくて、巡回も含めての2人体制でございますので、なおかつ管理室の中には放送設備、それから、外部につながるような電話設備等もございます。これらの応援体制が十分に現在でもできておるというふうに考えておりますので、議員ご指摘のような、非常ベルをさらに管理室内に設けるということまでは考えていないということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）2人体制で絶えず見守っているということですが、1人の方が例えば住民に対応していましたが、プールで管理する方は1人しかいないということになります。そういう場合とかいろいろな場合を想定してみてもどうかということなんですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）ご指摘のようなことにつきましては、どういう場面においても際限がないと申しますか、現状の中におきましては2人体制で十分監視機能が図れるというふうに考えておりますので、それ以上のことは考えておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）では、今の方法で今までに対応した事例がありますでしょうか。ありましたらお聞かせください。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）特段緊急を要した対応は聞いておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）3点目、保育所の件ですが、4月に入所して園児が途中で減るということはずないと思います。あり得ないことはわかっていました。今のクラス単位の保育所の形態では難しいと思います。では、どうすれば空き定員の、途中で乳児の増員に切りかえることができるのか、住民側に立ち、柔軟に対応策を考えていくのも行政の仕事だと思いますが、たくさんの乳児の補充でなくてもいいんです。9月時点で再度源泉徴収なんかをパートの方は出されると思いますが、そのときに再度定員数の確認をし、空きがあれば1人でも2人でも入所させてあげる行政の姿勢が必要ではないでしょうか。乳児の場合、クラスがダブっても支障はないと思いますが、いま1つ考えてみるお考えはありませんか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）保育所の未満児の受け入れにつきましては、当然空きがあれば受け入れる状況でございます。議員のご質問でございました9月の時点におきましては、総定員で申しますと、充足率が89%ございましたが、12月1日現在におきましてはこれが87%に若干緩和してきたという状況もございます。かつ、1つの私立の保育所でございますが、乳幼児室の改修を現在行われております。こうした中でさらに未満児の定員についても少しずつ緩和はできるのではないかと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）4点目の医療機器AEDについてお尋ねします。先日、兼山議員の質問で24の中の13施設に設置されているということでしたが、では、設置されていない施設はどこでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）保育所が4カ所、それとひまわりプラザ、海田児童館、町民センター、環境センター、住活センター、図書館、ふるさと館の11施設でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）この施設を考えてみたらどうでしょう。これらの施設は主に子どもや住民が活動する施設ですね。これらは昨日の答弁では、必要であればという答弁でしたが、これらの施設は必要ではないのでしょうか。住民や子どもたちの集まる場所です。いつも人が行き交う場所で設置されていないというのは疑問に思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）残りの施設への設置についても来年度当初予算編成段階で検討したいと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）確認ですが、AEDの点検は今月中に点検キットをもらい点検するようにと、昨日の答弁でありましたが、これは先ほど町長の答弁に、メーカー側が点検用の器具でチェックをするということでしょうか。もう一度再確認のため、お願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）これはキットを業者から設置者に送ってきまして、それを設置者の方で自主的に点検をするというものでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）AEDがいつでも作動する体制ということで、先ほどの答弁の中に1カ月ごとに点検をとという答弁がありましたので、安心しました。以上、質問はこれで終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今回の一般質問はほとんど皆さんが終わっておりますが、簡単に、簡素にいきたい、このように思っております。

まず、循環バスということでお尋ねします。過去何度か申し上げておりますが、国信二丁目、三迫二丁目・三丁目についてであります、過去、でたらめ答弁に終始しておるんじゃないかということで申し上げております。バスが大きいとか、道が狭くて入れないとかいうことで、このたび見直しということでありますので、この際、小型バスあるいはまたデマンド方式、いわゆるどこでも乗りおりができる。路線を決めるから陸運局等いろいろの許可等が必要になってくるのではないかと、どこでも乗りおりができる方式にしたらどうですかということでもまずお尋ねします。

あわせてまた、この三迫地区等がどうなのかよくわかりませんが、一種の過疎地でもあり、安定・安心の暮らし維持構想事業として何かこういうものを利用してのバスの運行はできないのか、尋ねます。

次に、町営住宅の収入状況ということでありますが、昨今の不況により未納・未収が増えているのではないかと、その状況を尋ねるものであります。また、未収増があるとなれば、どのような対応策を考えておるのか、お尋ねいたします。

次に、不況ということでありますが、岡田議員からも出ておりますが、昨今の不況による収入減から、生活保護世帯が増えておるのではないかと、本町の状況、またその基準というものがあればお尋ねいたします。

また、保険料等の未納、不況によつてのそういう未納が増えておるんじゃないか。適正な医療等を受けるために部分的な生活保護といいますか、先ほども申しました町営住宅の入居の補助とかいうものを部分的にできないかということでもお尋ねいたします。

最後に、庁舎問題であります、これも過去何度か申し上げておりますが、まず3候補地を選定し、町民の意向調査をした結果、町民プール跡地が一番多かったわけですが、町長はなぜか駅前を候補地として議会に提出されましたが、わずか5名の議員の賛同者しかなく、当然に次に残る2つの候補地のどれかを案として提出すべきであると考えますが、副町長は駅前がだめなら代案を出せというように庁舎建設委員会あるいはまた先の議会で答弁をしております。他の2候補地はどうなるのか、消滅と考えるのか、まずお尋ねします。

さらに、まちの発展を考えると、近隣の自治体、坂町あるいは熊野町の状況を見ても、広い大きな道路に沿ってまちが発展しております。本町も当然東広バイパスに沿って今後町の発展があるものと考えます。庁舎も将来町の中心になるであろう街区にあるべきと考えますが、町長の考えを問うものであります。以上です。

○議長（久留島）前田議員、大きい3番の2番なんですが、不況についてのところで2番の生活保護の最低基準というものが抜けたと思うんですが。

○14番（前田）言うたと思うけど。そういう基準があれば尋ねるということと、部分的な生活保護、保障ができないのかというような言い方に言葉をかえております。以上です。ありがとうございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、循環バスについての質問でございますが、1点目については、桑原議員にも答弁いたしましたとおり、ご指摘の国信・三迫地区には、地域公共交通検討プロジェクトにおいて全戸対象に運行方式を例示したアンケート調査を実施しております。このプロジェクトの検討結果を受けて判断することとしております。

2点目につきましては、海田町はこの事業の対象地域には入っておりません。

町営住宅の収入状況についての質問でございますが、町営住宅の滞納は平成16年度末で553万円でしたが、平成20年度末は381万円に減少しております。これは、高額滞納者数名に対し納付誓約をとるなどして収納に努めた結果と考えております。確かに不況により、遅れぎみになる方も幾人かおられますが、早目に連絡し、夜間徴収するなど対応してまいりたいと思っております。

続きまして、不況についての質問でございますが、1点目につきましては、平成20年3月末の生活保護受給者は115所帯201人でしたが、今年3月末では139所帯247人、10月末では154所帯268人で、増加しております。

2点目につきましては、生活保護基準は世帯員の人数や年齢の構成等により算定額が異なりますので、一律に出すことはできません。

3点目につきましては、金銭に困窮した方で緊急に医療を受けさせる必要がある場合は、医療相談室を通じ、医療処置をした上で生活保護等の相談や指導を行っております。

庁舎建設についての質問でございますが、1点目につきましては、議員の皆さんのご理解を得るため、現在まで庁舎建設特別委員会等において町執行部の考え方を繰り返し説明してまいったところでございます。しかし、この中で答弁に差異が生じるようなことがあったのであれば、心からおわび申し上げます。

2点目につきましては、ご指摘のとおり、町営プール跡地は町域のほぼ中心に位置しておりますが、新庁舎の候補地の選定に当たっては、道路交通アクセスだけではなく、

まちづくりの視点、利便性や機能性の視点などを総合的に比較検討した結果、町執行部として海田市駅南口東街区に一本化したものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず、何度も過去申し上げておりますが、このバスのことについて、町長はバスが大きいとかいうことで、先ほども申し上げましたが、これを小型化ということと、先ほども言いましたが、どこでも乗りおりができるという方式にすれば、特にルート、右回りとか左回り、右折で陸運局とかの許可が得られないとかいうような問題が起きるといような説明も過去に何回かありましたが、先ほども言いましたように、どこでも乗りおりができるというないいわゆるタクシーの形にすれば、特に陸運局、そういうルートとかの許可も必要でないし、あるいはまた過去にも申し上げておりますが、15人乗り程度でカープタクシーあるいは太陽タクシーにお願いすれば、600万ぐらいなら年間運行できると。さらにその上、利用者に100円徴収いただければ、現在ですと1便約80名、そのまま15名というわけにはいかないとは思いますが、1日80名ですか、そういう8,000円ぐらいの別の収入が上がってくる。そうすると燃料だけは出てくるということで、安くいくんじゃないか。今のような大きいバスで年間約1,400万ですか、それに運賃収入を上げると1,900万ぐらいになるんじゃないか。そういうことから考えても非常に安くなる。小型化することとデマンド方式ということについて再度尋ねてみますが、どういう考えをお持ちですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは先ほど答弁いたしましたとおり、今回運輸局を含めていろんなプロジェクトとして検討委員会の結果が今年度中にできるということでございますので、それを見て、改めて地域からのいろんなアンケート等を含めて判断をしていきたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今検討中ということですから、多くは言いませんが、過日もらいましたアンケートの投げ込みというか、三迫二丁目・三丁目、国信二丁目全戸というような書き方でありましたが、出てきた数字が、通勤者が半数を占めておると。初期の目的であったいわゆる高齢者、交通弱者といいますか、そういう人たちの利用ということから趣旨が外れていっておるんじゃないか。どこに原因があるのかということと考えますと、これはまずその原因は、1つにはバスの利用目的といいますか、走らせておるところが

路線バスと競合しておる、こういうところに原因があるんじゃないか。路線バスだと、わかりませんが、例えば三迫の一丁目から二丁目の境目ぐらいですが、バスの終点でありますけれども、あそこから恐らく海田市駅まで来ると200円か250円かかるんじゃないか。正確な数字は知りませんが。ふれあいバスなら100円で来る。だから通勤者が利用するんだと。初期の目的から外れておるんじゃないか、その辺がどうなのかを含めて検討されるのかどうかをお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに前田議員ご指摘のように、この循環バスは交通弱者と申しますか、高齢者に主に活用いただくということで考えたことでございますので、通勤とか通学とかいうのは大体頭に入れていなかったことなんです、それぞれ事情がございまして、皆さんがどういう利用をされるかということも、今回のいろんなアンケート等に数字がはっきり出てくるんじゃないか、そういうふうに思っていますので、それを見て判断したいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは、次に行きますけど、2番目と3番目のことで、先ほどもまとめて言いましたが、部分的なものは対応する、そういう医療を受けられない人とかについては対応するということですが、例えば低所得者というのはどうなのか。漠然とした言い方ですけどね。特に昨今の新型インフルエンザと申しますか、そういうことで急きょ日雇い労務者なんかが仕事をできなかった。そのためにその月の収入が皆無に近い状態であるということで例えばその月の保険料が払えなかった。こういうようなときにその部分的な補助と申しますか、そういうことができないかということで、先ほども議長からも注意がありましたけれども、そういうことでまとめて。だから、特に病気とかいう短期間の間、二、三カ月、町営住宅の補助とか保険料の補助、そういう部分的なものがないかということ、まとめて2と3にかかわりますけれども、尋ねてみたい。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、医療を受けたくても受けられない方々への対応でございますが、生活保護基準の中で一義的には整理させていただきますが、医療に困窮しておられる方で医療を受けづらい方については、済生会の広島病院が無料低額診療施設となっており、この施設につきましては、医療を受けた上で、医療相談室を通じる必要がございますが、支払いがしにくい世帯については医療相談室の方でも配慮していただける施設

になっておりますので、ここらあたりの病院で受診いただきたいというふうな形での指導はしております。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）町営住宅の使用料につきましてはそういう事案ごとにやはり対応させていただきたいというふうに考えております。家賃を少し待ってほしいという相談があれば、そのようには対応していきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今、医療の方で済生会で対応されておるとのことなんですが、その何か例えば福祉の方に届けて特別の許可証みたいなものをもらって行くのか、あるいはそういう方が直接病院に行ってそういうことを申し出れば対応してくれるのかどうかということ。

それと、町営住宅でいわゆる減免とか免除とかいうような措置はないのかどうか。3カ月なら3カ月免除するということ。それはもちろん個人の申請によろうかとは思いますが、そういう体調で収入がないので、今月もまだすつきりせんから、来月と2カ月間とにかく免除してくれないか、こういうのが対応できるのかどうかということです。以上です。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、医療につきましては私どもの福祉課を通す場合もございますし、直接病院で相談される場合もございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）町営住宅自体が低所得者を対象に設置されているということもありまして、特段に免除制度はございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ということは、あくまでも滞納というか、遅延を認めるということであって、町営住宅については免除はしないと。こういうことで再確認。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）免除はいたしません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）次に、庁舎問題ですが、先ほども言いましたが、これは答弁になかったような気がするんですが、3候補地を当初選んでアンケート調査をやった。3候補地を

選んだということは、恐らくどこがいいかということで一長一短があって、そこでは決められなかったということで町民アンケートをやったと、私もこのように考えておるんですが、町長提案の駅前、先ほども言いましたが、5名の賛同者しかなかった。ここでまず次は、どれがAかBか、仮にそういう番号をつけたときに、駅前をAと仮定するなれば、当然Aが5名しかなかったんだからBに行くべきだ、あるいはCに行くべきだ、このように私は考えるんですが、ここで代替案を出せというような答弁が過去何回か出しておるんですよ。これはどういう意味ですか、説明願いたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに6月の庁舎特別委員会で駅前という候補地をお願いした経緯がございます。そのときに我々はこの、中の条件とかいろんな動向とかを踏まえたことで提案させていただいております。しかしながら、あと、ご指摘のように5名とか何名とかいうのがありましたが、代替の案を出していただくのなら、それなりの要件とか状況とか、そういうものが我々としたら欲しいわけなんでございます。そういうことでそういう案をしたわけでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから、今も言いましたね、あとの2候補地が残っておるんですから、どれがAかBかは別にして、当然あとの残った2つの候補地を上げて提案すべきじゃないかと、これを思うんですが、なぜあとの2つは消滅といいますか、そこで上がってこないのか、こういうことでありますが、どうなんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）現在3候補地が検討委員会等で審議いただいたわけでございますが、その中で1候補地を私の方でお願いしたわけでございます。あとの候補地については私はまだ生きておると申しますか、継続中というふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから、賛同者が少ないんですから、おのずからその生きておるといふか、残っておる方に移行すべきじゃないかと、こういうふうに考えますが、今そういうことで、町長の答弁の矛盾があるというのはそういうところで、残っておりながら次の候補地が提案されない。あるいはまた、過去何回か議会の皆さんと相談しながらとか理解を得ながらとかと言うておられますが、私は駅前は変える気はないんだと。どうもこの辺が私も話が理解できんのです。長く言うてもしょうがないので、その辺のことを

まとめて答弁願いたい。先ほども言いましたが、まちの中心街区は大きい道路の方に行くんじゃないか。これは、失礼なことを言いますが、熊野町さんを見られてもわかると思います。旧商店街は俗に言うシャッター通りに近い状態になっておる。黒瀬街道といえますか、いろんな商店も張りついてすばらしいまちになりつつある。本町も当然ああいうマンションとかがいろいろ東広バイパス沿いにできてきて、あっちの方に中心が移りつつある。いわゆる旧山陽道、現庁舎の前は非常に寂しい状態にもあります。中心はそういうふうに大きい街区、道路に移っていくんじゃないか。これについての考えを尋ねてみたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに道路の広いところという、坂とか熊野という意見を出していただいたわけですが、ただ交通アクセスの問題じゃなしに、町の総合的な発展、今後の海田町の発展について私は駅前の候補地がいいという判断をさせていただきましたので、場所的に、何回も検討審議会の中で話をいただきましたように、それじゃ、坂町でも、中心だといったら、JRの駅が3駅あるわけですが、水尻の方へ行かには中心にはならない。それぞれ各町におきましてそういう利便性、町の発展、そういうことを含めて総合的に判断させていただいて、この選定をしたわけでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）最後ですけれども、駅周辺の道路整備、中店橋あたりからつくも橋あたりの整備をするというようなことでありますが、同じ整備するのなら、今も言いました、町の中心である幸町あるいは曙あたりを含めて整備。同じ投資するならね。それにしてもまちの発展になっていくんじゃないか。そして、先ほども言いましたように、まちの中心、そういうところが大きい道路につながっていく、それを中心に広がっていく、こういうふうに考えますが、最後、こういうことですが、坂町、小屋浦とか水尻とかいういろいろありますが、これは平地の問題、そういうものもあると思うんです。広がる場所がない。ですから、駅前も町長は固執されますが、どっちが右か左かはわかりませんが、右に行こうと思ったら瀬野川に落ちる、左に行こうと思えば電車にはねられるというか、線路があって広がらない。その上、窪町のいわゆる区画整理再開発はやめたわけですから、窪町を中心にしての町の発展はない、このように考えます。ですから、同じ道路整備に金をかけるのなら幸町あるいは曙町、この方を整備して大きい道路を中心にやったらどうなんだということでお尋ねします。これで終わります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題は昨年13回の委員会を開いていただいているいろいろ審議をいただいて、結論を早く出せということで、9月に結果的には私から提案させていただいた経緯がございます。海田町の、昨日からもいろいろと議員の皆さんから、人口減と少子・高齢化の問題を含めて町の発展は何かといったら、やはりたくさんの方にまちに住んでいただく。商工業の発展といえ、今の条件からいけば駅前しかないという判断をしておりますし、今ご指摘いただきました駅前の窪町の再開発は、何度もこの会でも話しましたように、5.8ヘクタールから2ヘクタールに変更させていただいた手続きを県の都市計画審議会で認可をとってさせていただいた経緯も皆さん十分ご承知と思います。そうした中で駅前に今、計画を想定的にさせていただいていることにつきましては、人口増につながる、また駅前の、どこへ行っても海田は安芸郡の中心だ、道路の拠点だということとを昨日もある会でも皆さんからご指摘をいただきました。そういうことを含めて、私は町長2期目にならせていただいたときも、駅前再開発は海田町の大きな発展につながるということも明言していますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は10時15分です。

~~~~~○~~~~~

午前 9時59分 休憩

午前 10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第52号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第52号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）。平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）につきましては、心身障害者支援事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）第52号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料1の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。4ペー

ジをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費の庁舎改修事業につきましては、現在、庁舎の電話交換機がアナログ対応であり、庁舎からの発信番号と相手側電話機のディスプレイに表示される番号が一致していない状況であることから、相手方に正しい電話番号が表示されるよう電話交換機を改修するため、77万9,000円増額するものでございます。次に、文書広報費につきましては、子育て応援特別手当事務取扱交付金の広報事業に対する財源振替でございます。次に、財政管理費の電子入札等システム管理事業につきましては、電子入札試行のため、電子入札用パソコン等16万5,000円増額するものでございます。

次に、民生費の社会福祉費の老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計における増額補正に伴い、659万3,000円増額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の心身障害者支援事業につきましては、障害者福祉サービス報酬単価の増額改定及び受給者の増加、障害者自立支援特別対策事業の実施に伴い、2,565万1,000円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。心身障害者地域生活支援事業につきましては、移動支援、地域活動支援センターの報酬単価の増額改定や利用者の増加に伴い、652万7,000円増額するものでございます。次に、心身障害者社会生活援助事業につきましては、福祉年金受給者の増加や心身障害者扶養共済掛金助成者の増加に伴い、64万7,000円増額するものでございます。次に、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の子育て応援特別手当事業につきましては、国の補正予算の見直しにより子育て応援特別手当が執行停止となったため、関係事業費3,400万3,000円を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。衛生費の清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、資源物収集運搬業務委託料及び一般廃棄物収集業務委託料の入札執行残として747万6,000円減額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、自己都合による退団者に支払う消防団員退職報償金として89万円増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の私立学校振興費の私立幼稚園就園奨励事業につきましては、国の基準額の増額改定に伴い、289万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、歳出での心身障害者福祉費の増額補正に伴い、939万1,000円増額するものでございます。次に、被

用者児童手当負担金から非被用者小学校修了前特例給付負担金までにつきましては、平成20年度児童手当交付金の追加交付分としてそれぞれ増額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の心身障害者福祉費補助金につきましては、歳出での心身障害者福祉費の増額補正に伴い、325万4,000円増額するものでございます。2ページをお願いいたします。児童福祉費補助金につきましては、子育て応援特別手当の執行停止に伴い、3,396万5,000円減額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、歳出での心身障害者福祉費の増額補正に伴い、469万5,000円増額するものでございます。次に、被用者児童手当負担金から非被用者小学校修了前特例給付負担金につきましては、平成20年度児童手当負担金の追加交付分としてそれぞれ増額するものでございます。3ページをお願いいたします。県支出金の県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、歳出での心身障害者福祉費の増額補正に伴い、677万8,000円増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金1,026万3,000円を増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入の消防団員退職報償金受入金につきましては、歳出での消防団員退職報償金の増額補正に伴い、89万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第52号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,318万1,000円とするものでございます。

以上で平成21年度海田町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）資料1の4ページの歳出の問題なんですけれども、心身障害者支援事業2,565万1,000円、19番の身体障害者施設訓練等支援費の119万1,000円、これの具体的なことを教えていただきたいんですが。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、身体障害者施設訓練等支援費でございますが、施設入所者4名の方の単価の改定によるものでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）それでは、続いて5ページの心身障害者の心身障害者生活支援事業、この具体を教えてください。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）地域活動支援事業の内訳でございますが、まず移動支援、これはガイドヘルパー、まちを歩く場合の補助者のことでございますが、この単価の改定がまず1点。それから、利用時間が、身体の場合が7時間を予定しておりますが、これが42時間、知的の方々の利用については26時間を予定しておりましたが、これが68時間、それから、児童につきましては79時間を予定しておりましたが、これが250時間の利用が見込まれますので、これの補正の状況でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）それでは、時間が増えたということで解釈してよろしいんですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）利用時間数もそうでございますが、利用単価も上昇しておりますので、これらを含めての金額でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）4ページの電子入札システム管理事業のことについてお尋ねしますが、今の入札制度は県に準ずるとやっておられますが、私が言うのは、広島市らは最低制限価格はありませんよね。広島県は最低制限価格を公表していますね。だから、海田町は今後電子入札をやられる場合、どの方法をとられるか、詳しく説明をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）電子入札の導入に伴いまして、現行の指名競争入札、その他の部分については基本的には現行の制度をそのまま移行することで考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）これは、ここに予算を上げられましたが、22年度から施行される計画ですか。そこをお聞きします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今年度1月からの施行を考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。歳入のことですけれども、3ページ、繰越金。今回の

繰越金の持ち出しが1,026万3,000円ですけれども、今までに6,136万5,000円、繰越金から歳出をされておりますけれども、あと繰越金全体から残高は幾らでしょうか。

次にもう1点、今度は歳出ですけれども、4ページの文書広報費、かいた広報に子育て応援特別手当の記事を掲載されたんだと思うんですけれども、この3万8,000円の根拠、それも、広報に使ったと国が認めてくれる金額の割り出し方、3万8,000円のどういうふうに積算されたのか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、1点目の繰越金の残高でございますが、3,798万2,317円ほどまだ保留財源がございます。

それから、歳出の文書広報費の3万8,000円の根拠でございますが、広報の作成に係る委託料を総ページ数で割り戻しまして、1ページ当たりの単価がこの半分ですから、1万9,000円という数字が出てまいりましたので、今回子育て応援特別手当関係で2回の広報掲載をしております。それで2ページ分ということで3万8,000円と計上させていただいております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）続きまして、5ページの、今回子育て応援特別手当が廃止になりました。

先ほどのかいた広報に事前に広報されて、その広報を見て町民の方から何か問い合わせはありましたでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）具体的には、今月になりまして、最初に広報したときに12月に詳細はお知らせしますということがございましたけれども、それがないので、それはどうなりましたかというご質問を1件ほどいただきました。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。今の西山議員の質疑とかぶるようになるんですが、子育て応援特別手当事業で子育て応援特別手当が、いわゆる歳入の方が、交付金が入ってこないの、やめざるを得ないということなんでしょうけれども、今の西山議員の話にもあったように、期待があった部分もあるんじゃないかという気がするわけです。この予算書には減額で出ているけれども、何かこれに代わる事業を特別に考えられる、いわゆる単町でという考えは全くないんですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）いわゆる子育て応援特別手当につきましては、国が100%事業を見るということを前提に行う予定であった事業でございます。ですから、これに代わる事業はすべて一般財源を投入しなければならないということになってまいりますので、現状の財政状況を勘案いたしましたとすると、それは非常に難しいということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第53号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第53号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、一般被保険者療養給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第53号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料2の平成21年度補正予算説明書によりご説明いたします。まず、歳出からご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。2款保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金1,207万5,000円は、一般被保険者に係る医療費が当初見込みより増加し、予算に不足を生じるため、増額するものでございます。また、一般被保険者療養費81万1,000円も、一般被保険者に係る療養費が当初見込みより増加し、予算に不足を生じるため、増額するものでございます。次に、2款保険給付費の高額療養諸費

の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金768万1,000円は、一般被保険者に係る高額療養費が当初見込みより増加し、予算に不足を生じるため、増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等負担金の過年度分2,056万7,000円は、平成20年度の療養給付費等負担金の額が概算交付額を上回り、追加交付があったため、増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、53号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,056万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,156万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。2ページの歳出なんですけれども、1と2、1,207万5,000円と81万1,000円、当初見込みよりも給付費が増加したということでの今回の歳出予算ですけれども、前年度比どのくらい、前年度の決算といいますか、前年度の同時期に比べてましてどのような変動でしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）平成20年度の決算額に比べまして、まず、一般被保険者の療養給付費につきましては約2,100万の減を見込んでおります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今ご質問がございました現在の実績につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後日というか、改めてご説明させていただきたいと思います。

○議長（久留島）住民課長、先ほどの2,100万減というのは取り消されますか。住民課長。

○住民課長（飯田）取り消しをさせていただきます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第53号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。

第53号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第4、第54号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第54号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算(第4号)。平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、居宅介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(加藤) それでは、第54号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。資料3の補正予算説明書をお願いします。それでは、3ページの歳出予算からご説明いたします。まず、保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金1,900万円の増額は、訪問介護等の在宅によるサービスの利用増に伴うものでございます。次の地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金1,400万円の増額は、認知症の方を対象としたグループホーム利用増によるものでございます。次の居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金650万円の増額は、各サービス利用増に伴い、サービス計画書の作成量が増加したことによるものでございます。次に、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金790万円の増額は、要支援者のサービス利用増によるものでございます。次の介護予防サービス計画給付費の負担金補助及び交付金95万円の増額は、各サービス利用増に伴い、サービス計画書の作成量が増加したことによるものでございます。4ページをお願いします。高額介護サービス等費の負担金補助及び交付金440万円の増額は、利用者負担上限額を超えるサービス利用増によるものでございます。

次に、1ページに戻りまして歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出で説明した各サービス給付費の増に伴い、法定負担金等を増額するものでございます。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金が1,582万5,000円の増額。次の国庫支出

金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金の介護給付費負担金が1,055万円の増額。次の国庫支出金の国庫補助金の調整交付金157万円の増額。次の県支出金の県負担金の介護給付費県負担金の介護給付費負担金659万3,000円の増額。2ページに移りまして、繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金659万3,000円の増額。次に、繰越金1,161万9,000円を前年度繰越金から財源調整として充てるものでございます。

それでは、第54号議案をお願いします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ5,275万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,836万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）3ページ、歳出の地域密着型介護サービス給付費なんですけれども、海田町のグループホームの定数は前年度と変更がないと私は判断しているんですけれども、定数に変更はあったのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）変更はございません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、当初予算で7,387万3,000円、今回の補正額が1,400万円増額なんですけれども、これは要介護度が上がったことによる増額でしょうか。内容を少し説明いただけますか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）当初予算では27名の方が入所の見込みでございましたが、現在32名、プラス5名増えたということで給付費の増とつながっております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そうしますと、地域密着型介護サービスは、この制度になりまして海田町の方しか入所できないというシステムに変わったと認識しておりまして、町外の方でしたら、まだ入れるのに入れないという問題が起こっておりますけれども、じゃ、その空きも含めてもう1カ所で定数割れをしていたんでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）2カ所あるうちの1カ所において定数に達しておりません。町外の方が入れませんので、入所されておられる方が、高齢でありますので、亡くなられた

場合は海田町の方のみの入所ということで、今は空きがあるという状態であります。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第54号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、発議第13号、役場庁舎移転・建設地に関する決議（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。役場庁舎移転・建設地に関する決議（案）。

海田町議会においては、現在、庁舎建設特別委員会を設置し、役場庁舎移転・建設等について調査・研究を行っているところであります。

前期の庁舎建設特別委員会においては、13回の調査・研究を行い、庁舎の移転先としてどの候補地がふさわしいか、各委員の意思を聴取し、現在地2名、町営プール跡地6名、海田市駅南口2名、その他、さらなる慎重審議3名の結果を報告したところでございます。また、現在設置している庁舎建設特別委員会においても、町長が示した海田市駅南口案について、賛成が5名にとまっております。

この、過半数をはるかに下回る5名という状況は、海田市駅南口がもはや役場庁舎移転・建設の候補地たり得ないということをあらわすものであります。

しかしながら、町長は海田市駅南口に固執しており、役場庁舎移転・建設問題が頓挫している状況であります。

これ以上、現在の状況を長引かせることは、町政の混乱を招き、ひいては住民福祉の向上に逆行するものであります。

したがって、海田町議会は、このような状況を打開するため、これまでの庁舎建設特

別委員会の調査・研究の経緯及び海田町役場庁舎移転に係る町民意向調査の結果より、町営プール跡地が役場庁舎の移転・建設候補地に最もふさわしいと結論づけるものであります。

以上のことを踏まえ、町長は、この結論を真摯に受けとめ、これ以上海田市駅南口に固執することなく、町営プール跡地を役場庁舎移転・建設地として決定し、早急に事務手続きを進めるよう強く求めます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。中学校のプールの跡地にという決議案でございますけれども、今のプールの跡地については、今までの説明を受けた中では、一番いい条件であれば、無償で借りることが一番いい条件であるんですが、最悪の場合はプールの跡地を町が庁舎を建設するとして買収する。残った跡地について、いわゆる教育施設ですね、これについて、町の説明ではこれまで協定書があるから無償でという説明も一部ありますが、しかし、広島市も弁護士を抱える、あるいは議会もありますから、そういう面では、最悪の場合はあそこを有償、これまでの話の中では最高が13億新たに出す。そうでなかったら、あの協定書をやりかえることになるわけですが、そうすると年に1,000万あるいは、まだ詳細には発表されておられませんけれども、年間2,000万、中学校の敷地の代償を払わなければならない問題が残っているが、これをどのように解決する方法で決議案を出されているのか、これが1つ。

2つ目には、教育施設が小さくなる、縮小される、この問題についてはどのように考えるのか、お尋ねいたします。

3つ目には、今、地球温暖化で高潮とか、あるいは満潮時には新開の方がどんどんつかってくるような状況で、だんだん環境が悪化しておるんですが、その災害対策についてどのように考えるのか。この3つをお尋ねいたします。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）今3点ほど質疑がございましたが、まず第1点目でございますが、第7回の庁舎建設特別委員会で資料を配付済みでございます。プール跡地に関しては、当初の特別委員会においてもこの売却に関して確認をとっております。その確認の上で現在進んでおります。それと、庁舎建設予定以外のところにおいては広島市は、7回の資料のところを説明されておりますように、今回の庁舎移転にかかわらず、この返還に関して

の交渉を求めてきている。これは庁舎移転にかかわる問題ではなくて、今の海田中学校跡地の共有部分の売却交渉でございますので、これは庁舎とは切り離して考えるべきということでございます。

それと、プール跡地に関してはもう一つ、広島市は、現在教育機関として使われていないので、これの売却に応じるということも7回の資料でちゃんと示されております。それからもう一つは、教育施設の件でございますが、これは当初から言われている、候補地として挙げられている段階で、この用地に関しては決定したものでございますし、それを理解した上で3候補地が選ばれているというふうに理解しております。

最後に災害の問題でございますが、これは庁舎建設特別委員会でいろんな調査を実際に行ってきています。県外調査を含めて行っております。その中で、庁舎を建設するときに、災害から守られるように建設するというのが前提でございますので、それが危ないとか危なくないという問題ではなくて、建設のときにその対策を施すということで進めてきております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今のプールの跡地に行った場合に、広島市が交渉相手ですけれども、西田委員はそういう解釈かもしれませんが、私はいろいろ広島市の関係する情報から聞くと、まだ確定的ではないという話を聞いております。最悪の場合は、先ほど言いましたように、庁舎建設費用以外に13億円出さなければならないような状況が発生した場合に、ここで決議案を決議して交渉した結果、だめじゃったということになれば、議会として存在価値がなくなる。やはり議員というのは執行部を監視しながら、確実に提案させて、それで認めるかどうかということにつながるわけで、一たんここで意思表示をして中学校につくれということで交渉させてみて、結果的に悪かったら、それじゃ、今までの決議案はどうであったか、これこそ議会軽視になってくるわけです。しかも、議会の指導部が今そろって提案されておるんですね。元議長、前議長、副議長、前委員長、また前監査委員、これらは議会の指導部の立場で、議会をまとめて行う、いわゆる3分の2の議決が必要ですから、ここらをまとめてするのがそれらの指導部の役割なんじゃけれども、中途半端な、8名そろっておるわけですが、これでもし議決されても、議会も執行部も行き詰まってしまうという結果になってくるわけです。ここら辺はどのように解釈されておるのか、お尋ねするわけです。

もう一つは、この結果によって今後の庁舎特別委員会、これが空洞化してしまうわけ

ですね。形だけになってしまって、本当の調査・研究の機関が薄れてくる、この結果になってくるんですが、これはどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）先ほど説明したことに重複するんですが、第7回の庁舎建設特別委員会のときに資料請求を出され、その資料に基づいて皆さんが議論された内容でございます。その中で説明を受けている範囲では、書類もちゃんと整っておりますし、財産処分に関する協議書、これらもすべて我々は確認した上で今回の結論に至ったものでございます。

それからもう一つ、庁舎建設特別委員会の空洞化ということを言われたんですが、これは庁舎建設特別委員会の問題でありまして、今回の決議に関する問題とは別途の問題と考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）広島市が交渉相手ですけれども、結論が出ていないんですね。こっちのいい解釈で、あるいは執行部もそうであろうという解釈のもとでそういう説明がなされておるわけで、執行部に本当に広島市と交渉して、結果どうであったのか、そこまでやるのが議会の役割じゃないんですか。私はそう思うんですよ。だから、執行部に対して、最悪の場合はどうなのか、最善の場合はどうなのかということを今まで何回も質疑や質問の中でそれを質してきておるわけです。今までの経過の中でも私は非常にそれを疑問に思っておるんです。執行部に言わせれば、場所だけ先に決めたら、突き詰めて3カ所の場所について予算総額や補償額や、相手による交渉についてはこれからできるという答弁しか私はもらっていないですから、その解釈はこちらが決めて発言をするとかそういう構えではないわけです。未知の問題を決めつけてそういうことをすること自体私は軽率じゃと思うんですけれども、これはどうなのか。

それからもう一つは、庁舎特別委員会、別の問題だと。全くそれは出されたのは別のものなんです。その別の問題が委員会に対して非常に形骸化というか、形だけになってしまって、今までやってきたのが何なのか、今から先やろうとするのにこの問題が一応大きなネックになるというか、障害になってしまって進まないという結果につながってくるわけです。この点はどう思うか、再度お尋ねいたします。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）2つほど質問されていますので。1つは、第7回の庁舎特別委員会のときに執行部の方からその説明がなされたはずでございます。その結果、町営プール跡地に

関しての売却の承諾の書類もお示しされておりますので、それに関して、それが事実でないということはありません。それが1つです。

それから、2点目、特別委員会に関してのことなんですが、特別委員会が判断される問題で、今回の意見書に関して我々が特別委員会を拘束するというものではございません。特別委員会できちっと議論されればそれで済む問題でございます。一番大事なことは、今回、特別委員会の初代の委員長として申し上げますが、執行部から提案された議決において3分の2の議決が必要であるというふうに言われております。今回はあくまでも議員の発議でございます。だから、執行部の提案が出ない限り、我々はそれに対する意見を述べる場がございません。だから、今回は発議という形でお示しをしているわけでございます。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。海田中学校の敷地内にあるプール跡地を今回役場庁舎の移転・建設にしたらどうかという決議案でございますが、あちらに庁舎を建設する場合、当然工事期間中は、防護壁をつくるにしろ、中学生のグラウンドの使用に支障を来すんじゃないかと。現に昭和58年、私が中学校2年生としてあそこの学校に通っていましたが、校舎建替え工事に伴いましてグラウンドの端っこにプレハブ校舎をちょろっと並べただけなんです、その年の体育祭が中止になったと。今回、工事期間は多分1年半ぐらいになろうかと思いますが、そうなってきますと、中学生にとってはたった3年間しかない学校生活の中で、その半分の期間に当たる1年半、工事の影響を受けてしまう。部活や体育祭その他もろもろ支障を来してしまう。その点についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

あともう1点、大規模災害、大規模震災発生時、海田中学校は避難場所として指定されております。町内27カ所に避難場所がございますが、そのたった1カ所の海田中学校、しかも拠点避難場所になっている中学校に隣接する形で、災害対策本部となる役場庁舎を建てた場合、震災時、初動段階におきまして恐らく対策本部に駆けつけた職員は中学校に避難してこられた方々の対応に追われてしまい、町内全体の被害状態の把握がおくられてしまうんじゃないかと思いますが、その点はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）まず、庁舎の工事にかかわる質疑でございますが、第7回の庁舎建設特別

委員会でも執行部から説明がなされたように、その工事にかかわっての、工事に対する注意事項はきちっと精査されて工事を進めるというふうな答弁がございました。町営プール跡地においてもその精査をしながら進めるということは当然だと思います。

2点目、災害対策の対応でございますが、大規模災害対策、どのような状態を想定されるのかわかりませんが、どこの拠点においても、どういう状態で災害が起きるか想定はできません。例えば山の上へ持っていけば、それは水害に対応できるかもわかりません。山の上に持っていけば当然土砂災害が起きる可能性もあるんです。だから、そういう意味からして、どこに持っていても条件的には大きな変化はない。ということは、重要なことは何かというと、その大規模災害に耐え得る庁舎を建てるということが一番重要なことでございます。だから、建設に関してもその対応に耐えるような建設をしていくのが当然のことだと考えます。以上です。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）まず、工事期間中精査を十分されるということでございますが、じゃ、その精査された結果、子どもたちには全く影響がないと。子どもたちの学校生活におきまして、また工事期間中一切影響がないというふうに判断されているんでしょうか。

あと、災害の件に関しては私の説明が悪かったんだと思いますが、要は、災害時におきまして職員が参集してきましたと。当然のことながら、初動段階におきましては全員の参集はほぼ不可能、ごく限られた職員が参集してくると思います。その職員に対しまして避難者が恐らく直接的に助けを求めてくると思うんです。家がつぶれた、家族が下敷きになっておると。一番わかりやすい直近の例でいけば、7月の豪雨災害、当初、蟹原、大立町の地区で水があふれておるけん土のうを持ってきてくれと、そういった電話が殺到して、それに追われた結果、町内全体の被害状態の把握がおくれたと。当然、大規模震災が起きました、役場庁舎が避難所の隣にありますと。そうやってまいりますと、恐らく職員は一避難所の対応だけに追われてしまい、残り26カ所の避難所、また町内全域の被害状況の把握、これにとてつもない支障を来すんじゃないかと思います。その点について、要は役場庁舎の建物が災害に耐える、耐えん、それは当然耐えるような建て方をすると思いますが、そうではなくて被害状況の全体の把握に関して、一避難所の対応に追われておった場合はおくれるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）西田議員。

○ 8 番（西田）今、想定話をされたんですが、まず、2 点目の災害の問題なんですが、  
どういう災害が起きるか、現実にはわかりません。役場が直接被害を受ける場合には、  
どのポジションにおいても、どの位置においても同じ結果が生まれるわけです。当然建  
設にかかわってのいろんな想定は考えるべきだと思いますよ。べきだと思うんですが、  
やっぱり想定というものはある程度前提のもので庁舎が建てられるというのが一番大事  
なことで、近郊を見てください。災害に対する拠点となる庁舎に関してきちっと防げる  
ような状況をつくらないといけないというのがまず第 1 点です。だから、それはどの地  
点でも同じ結果でございます。

それから、工事にかかわる問題なんですが、工事に関しては当然ながらそれらに配慮  
して工事すべきというふうに理解しております。以上です。

○議長（久留島）住吉議員。

○ 4 番（住吉）工事に関しては当然のことながら配慮して進める、それは当然のことはわ  
かりますけれども、要は本当に精査して、子どもたちに影響がないのかと。そういう結  
果が果たしてこれまでの委員会において出されていたのか。その点については疑問が残  
りますが、間違いなく子どもたちに影響が及ばないと。3 年間の中学校生活において、  
その半分の期間にわたる 1 年半の工事期間中、子どもたちには全く影響がないと断言で  
きるのでしょうか。

また、災害に関して、何度も水かけ論になりそうな気がしますけれども、要は被害状  
況全体の把握。要は、平時においては、役場庁舎がどこにあらうとも、車で移動する方  
はさほどの不便は感じません。生活にも支障は来しません。しかし、大規模災害時、そ  
れこそ町内全体において住民の皆さんが助けを求めている場合、役場庁舎が避難所に隣  
接している、当然被災者は役場に助けを求める、集中する、そういった場合において本  
当に間違いなく被害状況全体の把握ができるのか、それをお願いします。

○議長（久留島）西田議員。

○ 8 番（西田）今、仮説というか、想定話をされておまして、どの地点においても同  
じようなことが起きると思います。今は子どものことを重点的に言われたんですが、別  
の場所においても同じようなことが言えます。子どもだけでなく一般住民の方も当  
然そのような状況が起きることを前提でそのセンター、要するに防災センターをどこに  
持ってくるかという問題でございます。だから、安全を守るに関しては、これは当然な  
がら子どもの安全、お年寄りの安全、一般住民の方の安全、これは当たり前の話でござ

います。だから、それは位置がどうなろうと当然ながら守るべきことだというふうに思っています。

それから、工事にかかわる問題も、最初に答弁したように、それは最善の配慮をしながら進めるということでございます。これは第7回の委員会的时候にも同じようなことを執行部から説明されたと思います。だから、どこの位置になろうと当然その配慮をしながら工事を進めていく、これは当たり前のことでございます。

○議長（久留島）それと西田議員、住吉議員から部活の活動が縮小するんじゃないかというのが出たんですが。西田議員。

○8番（西田）それは、だから、先ほど申しましたように、教育問題にも当然配慮すると。一般住民の方もお年寄りの方も子どもたちも当然配慮しながら進めるというふうに先ほど答弁させてもらったと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。この決議案を見ますと、下の方に、したがって海田町議会はこの状況を打開するために云々かんぬんとあって、プール跡地が役場移転候補地に最もふさわしいものと結論づけるものであるというふうに書かれておりますけれども、本会議でプール跡地をするというふうな決議はまだしていないわけなんですけれども、これはどういうふうな意味合いがあるのでしょうか。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）意味合いというのは、これは決議をしたことでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）これは、中間報告ではあったけれども、本会議ではまだこの場所を決議するというふうなことはしていないはずなんですよね。

それともう1点、災害のことなんですけれども、プール跡地に建った場合に、役場本体は浸水というふうなことはないでしょうけれども、その近辺、周りの地域、これが、平成20年ですか、ハザードマップが4月に配られたときに、あの近辺は例えば水害があった場合に一番水の引き方が遅いと。最大5日から7日ぐらいかかるんじゃないかというふうなのが県の資料で出ておるんですけれども、今からものすごく短期間に集中的な、今まで考えられなかったような豪雨が起ることがちょこちょこあるわけなんですけれども、この場合に、本体そのものはつからなくても、その周りが一番浸水、水の引きが遅いというふうなときに、果たしてこの場所が適切なのかどうかというのを伺いたい

たします。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）これは最初の佐中議員の話、それから住吉議員の話で答弁させてもらったように、その想定は、例えば海に近ければ当然津波に弱いですし、山に持っていけば当然土砂災害等があり得るわけです。その災害がどういう状態であるかということはいろんなケースがございます。それはあくまでも想定論でございます、先ほどから何回も申し上げますように、庁舎に関してはその災害に耐え得る庁舎をつくるというのが前提で設計されるということでございます。

それから、決議に関してでございますが、これはあくまでも決議案を今提示しておるわけで、まだ決議は採決されているわけではございません。あくまでも、このような理由をもって決議してはどうかということで決議書を出させていただいていることでございます。それともう一つ、最初にも申し上げましたように、庁舎に関しては、執行部から提案がなされたときに、その庁舎の位置、その認定というのは3分の2の議決を必要とするということでございますから、その点をご理解の上、この決議書にご賛同いただけるようよろしくお願いします。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）どうも最初の、議会でも決議していないものをここで決議するものであるというふうな断言をしておると。これを見たら、議会そのものがもうここで決めたというふうなニュアンスなんですよ。

それともう1点、今の災害のことなんですけれども、本体そのものはつからないでしょうけれども、その周り、例えば浸水したときに、職員の方が参集する場合にやはり実際にスムーズな参集というのはできないと思うんですよ。そういうふうなことが前もってわかっておる時点でここを候補地にするということが果たして正しいのかどうかというふうなところなんです。今のハザードマップにしても、そういうふうな資料が出ておるわけなんですよ。だから、もし集中豪雨があったときにつかりますよという確率がかなり高いというのが出ておるのにそこに持っていくというふうなことはいかなもののでしょうかということなんです。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）だから、繰り返しになりますが、災害の想定論を今言われているわけなんです、これはどこの場所においても同じことが想定できます。それはそれなりの災害

が考えられるわけですから。だから、これはそれに耐え得る庁舎をつくるということで答弁させていただいております。

それから、決議に関しては、これは町長が今まで海田市駅南口に非常に固執されて進められてきた。先ほど提案したように、5名の賛成者しかない、そこに固執されたということに対しての、その他の意見に対してどのように考えられているかという意味をあらわすことというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）1番、大江です。今のプール跡地の、子どもたちが日常、中学生が遊んでいる現状をご覧になりましたでしょうか。子どもたちは今の、庁舎が建つその敷地のそばまで遊んでいる現状が見られます。もしここに庁舎が建つと、子どもたちの伸び伸びとした教育活動というものがなされないと思うのです。私はあそこの場所は教育の場としてやっぱり残すべきだと思うんです。あれだけの場所であれだけの広さ、今後子どもたちが伸び伸びと遊び、そして町民の憩いの場にもなれば、あそこは私は残すべきで、庁舎を建てて、子どもたちが狭い中で活動するのはあまり芳しくないと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）その話は先ほど何回も言っておりますように、そういったものの配慮をしながら庁舎を建てていく、そのポジションを決める。これらはすべて考慮した上の結果でございますから、それにご賛同をよろしくお願いします。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）配慮をするというのではなくて、建物が建つことによって子どもたちの動きとかいうのが制約されることになります。中学生というのはもっと伸び伸びとしなければならぬのです。それでなくても、海田中はプールがありません。ですから、やはりあそこは体力的にも子どもたちが向上するように、あの場所を残して、もっと教育に活用するようにした方がいいんじゃないかと思いますが。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）だから、今のプール跡地の利用がないということに関しては、この決議に関しては別問題でございます。教育関係の問題としてきちっと教育関係の方が議論されるべきことでございますので、そちらで議論していただきたいというように思います。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）今日この決議案を出されたわけですが、今後の見通しについて、この決議案を今日決議される。8人賛成者がおられますので、多分決議されると思いますが、今後、最終的には3分の2要ということでもあります。その見通しというのは持つてこの決議案を出されたんでしょうか。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）これも先ほどから何回も申し上げていますように、あくまでも執行部、要するに町長の提案を受けて3分の2の議決で行うものであります。だから、これは町長が出される問題で、我々がそこへ立ち入る問題ではございません。だから、町長はこの決議案を含めてしっかりご理解の上、今回の候補地を決めていただきたいということでございますから、今も外野で出ておりますが、庁舎特別委員会で議論されるなら庁舎特別委員会で議論しないといけない。しかし、あくまでも庁舎特別委員会においては議会の庁舎特別委員会でございますから、あくまでも提案されるのは町長でございます。その意思を今回の決議として示しておるということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りします。

発議第13号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、発議第14号、細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第14号について採決を行います。お諮りします。

発議第14号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第14号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、発議第15号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第15号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第15号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第15号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて平成21年第11回海田町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午前11時26分 閉会